

小野市グループウェアシステム更新業務委託

プロポーザル審査実施要領

小野市が実施する「小野市グループウェアシステム更新業務委託プロポーザル(以下、「本業務」という。)」に係る受託業者を選定するにあたり、次のとおり審査についての必要な事項を定める。

1. 審査機関

- (1) 審査機関として「小野市グループウェアシステム更新業務委託事業者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)」を設置し、業務提案に係る審査を行うものとする。また、選定委員会の事務局を総務部 ICT 推進課が担当する。
- (2) 選定委員会の設置に係る事項については、「小野市グループウェアシステム更新業務 委託事業者選定委員会設置要領」に詳細を定める。
- (3) 選定委員会は参加者から提出された各種書面について、「2. 選定方法」に基づき審査を行う。なお、参加者が1者であった場合においても選定委員会において審査を行い、本業務実施に相応しい否かを評価する。

2. 選考方法

(1) 審査の方法

審査は次に掲げる方法を組み合わせて行い、1000点満点として各審査の合計獲得点数の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者を決定する。なお、審査の過程は非公開とし、選定結果を参加者に対し通知する。また、市ホームページにおいて優先交渉権者を公表する。

- 書類審査(配点:300点)
- プレゼンテーション等審査(配点:700点)